

別紙1 三重県から住民や企業等への呼びかけについて（案）

1 住民への防災対応

「臨時情報（巨大地震警戒）」または「臨時情報（巨大地震注意）」が発表され、その際、最初の地震が被災地から離れており、県内で後発地震に備える必要がある場合には、県から住民に対して取るべき防災対応などについて呼びかけ、防災行動を促します。

- (1) 日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、一定期間^{*1}地震発生に注意した行動をとること。また、できるだけ安全な防災行動をとること。

例) 避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の確認、家具固定の確認、非常持出品（備蓄物資の確保）の確認、高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、危険なところのできるだけ近づかない など

- (2) 臨時情報（巨大地震警戒）の発表の際は、(1)に加え次の防災対応をとること。

①土砂災害に対する防災対応

・個々の状況に応じて、自主避難を含め、身の安全を守る等の防災対応を検討する。

②住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応

・耐震性の不足する住宅に居住する住民は、自主避難も含めて検討する。また、火災の発生の恐れのある器具の使用を控えることなどで火災の発生を防止する。

2 企業等への防災対応

臨時情報（巨大地震警戒）または臨時情報（巨大地震注意）が発表され、その際、最初の地震が被災地から離れており、県内で後発地震に備える必要がある場合には、県から企業等に対して、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることがを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施するよう呼びかけます。

なお、住民等は後発地震の発生に注意しながら通常の生活を送っていることが想定されることから、社会状況を踏まえて、できる限り事業を継続することが望ましいと考えます。

- (1) 日頃からの地震への備えの再確認を行うこと。

例) 安否確認手段や機器固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の確認、発災時の従業員の役割分担の確認、地震情報等の伝達経路の確認 など

- (2) 個々の状況に応じた適切な防災対応をとること。

例) ライフライン確保に向けた対応（燃料貯蔵や車両燃料の常時満タン化等を含む）、サプライチェーンにおける代替体制の事前準備、製品在庫の増産や原材料・部品の積み増し、ヘルメットの携行の徹底、定期的なデータバックアップ など

- (3) そのほか、臨時情報（巨大地震警戒）発表後、一部地域の避難や被害を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続するか検討すること。企業のBCP（事業継続計画）の作成や再確認を行うこと。

※1 「一定期間」の目途

- ・半割れケースの場合：臨時情報（巨大地震警戒）発表から2週間
- ・一部割れケースの場合：臨時情報（巨大地震注意）発表から1週間
- ・ゆっくりすべりケースの場合：臨時情報（巨大地震注意）発表からすべりが収まったと評価されるまで

3 事前避難対象地域内の住民等への呼びかけ

事前避難対象地域内にあり、避難を必要とする住民等に対しては、県から、市町があらかじめ定めた避難計画等^{※2}に基づき、親せき・知人宅や避難所などへ一週間の避難を行うよう呼びかけます。

また、海岸沿いで、津波浸水が想定される地区内にお住まいで、移動等が困難な要配慮者についても、浸水想定区域外の避難所等への事前避難を呼びかけます。

同地域内の企業等に対しては、県から、あらかじめ各企業等が個々の事情に応じて定めた計画に基づき、事業中止や従業員の安全確保、機器の安全対策の確認、利用者の避難体制の確立、地域貢献活動の推進などについて呼びかけます。

そのほか、福祉・医療、教育等関係機関等に対しても、利用者等の安全確保を最優先として、必要に応じて、1週間の休業・休校等を含めた防災対応が図られるよう呼びかけます。

※2 各市町で臨時情報に基づく避難計画等を定めた時点以降の記述であり、それまでは、県と関係する市町と連携して、最善の対応を検討し、避難を必要とする住民に対して、呼びかけることとしたいと考えます。